災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
（１５m級）

仕　様　書

鳥取県西部広域行政管理組合
消　　防　　局

災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車仕様書

第１　総　　則

１　目　的

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という）が平成２３年度に整備する災害対応特殊１５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車（以下「屈折はしご車」という）について定める。

２　適合法令

（１）消防車はすべて新規製品とし、この仕様書に定めるもののほか、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める規格に適合するものであること。

（２）すべての架装は、日本消防検定協会の鑑定及び鑑定試験に合格したものとし、道路運送車両法（昭和２６年6月１日法律第１８５号）及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認されるものであること。

（３）消防車輌の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準（平成２１年３月)」に適合し、製造工場については品質管理システム（ＩＳＯ承認取得）を構築していること。

３　車両概要（規格）

（１）この屈折はしご車は、消防専用シャシに油圧駆動による塔装置と固定式バスケット装置及び、その駆動装置、安全装置等を装備するものとする。

車 両 全 長	７，０００㎜以上	８，０００㎜未満
車 両 全 幅	２，０００㎜以上	
車 両 全 高	３，０００㎜以上	４，０００㎜未満
ホイルベース	３，７５０㎜以上	
総 排 気 量	６，０００cc以上	

（２）艤　　　装　　寒冷地仕様

（３）ボディカラー　　朱色（消防緊急車仕様）

４　納入台数

１台　（米子消防署皆生出張所配備予定車両）

５　協　　議

この仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに発注者に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。又、本仕様書を変更する場合は、双方協議のうえ確認の図書等をかわすこと。ただし、その費用は受注者の負担とする。

６　受注者は製作に先立ち、この仕様書に基づき下記の図書を製作提出し、発注者と製作上の細部について十分な打ち合わせを行い、製作承認を受けること。

（１）製作工程表　（３部）

（２）シャシ３面図　（３部）

（３）製作図　（３部）

ア　ぎ装外観図

イ　骨組全体図

ウ　ブーム、リンク組立図
エ　アウトリガ組立図
オ　旋回装置図
カ　バスケット本体図
キ　油圧配管系統図
ク　電気配線系統図
ケ　作業範囲図
コ　その他当局で指示するもの

7　登録、回送納入

受注者は、下記の事項により本仕様書による完成車を納入すること。又、車両登録（リサイクル料、車庫証明、緊急車指定申請書、含む）及び回送納入等は、経費を含めすべて受注者の責任において行うものとする。ただし自動車重量税、自賠責保険は発注者の負担とする。

（1）　納入期日　　発注者の指示した日時
（2）　納入場所　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局
（3）　提 出 物

取扱説明書	（３部）
整備基準書	（３部）
屈折はしご車検査成績表	（３部）
検定又は鑑定証の写	（３部）
シャシ及び工程カラー写真	（３部）

製作工程
完成時全体（前後、左右、右前、真上等）
その他当局で指示するもの。

（4）　講　　習　　構造及び取り扱いを、発注者と協議のうえ実施すること。

8　検　査

（1）中間検査
塗装前に部品、材料及び艤装等の検査を行うものとする。
（2）検　収
納入時に艤装及び積載品等の検収を行うものとする。

9 保　証

（1）納入に至るまでの間において発生した、どのような事故も受注者において責任を負うものとする。
（2）保証期間は１年間とする。又、その他については別途契約書のとおりとする。
（3）車両及び機器メーカーの保証期間が１年間を超える場合、各メーカーの保障期間とする。
（4）保証期間後であっても設計・製作及び材料不良等が瑕疵によって生じた場合は、受注者が無償で修復すること。

第２　仕　様

1　使用シャシ

シャシは、ダブルキャブ付（ホイルベース３．７５m）の消防専用シャシとする。

２　諸元及び性能

（１）諸　元

最大地上高　　　　　　　約１６.２m

最大作業半径　　　　　　　　９．８m（旋回中心からバスケット起伏軸）

ブーム起立角度　　　　　－２５°～ ６５．５°

ブームストローク　　　　　　６．０m

リンク起立角度　　　　　０°～７０°

バスケット　　　　　長さX幅X高さ（床面）６００X１２００X１１０５㎜

旋　　回　　　　　　　　　３６０°連続

バスケット放水銃　　旋回角度　左右各３０°

起伏角度　　　　　　上方４５°下方７５°

放水能力　　　　　　１１００ Ｌ／min （ノズル元圧力 0,7Mpa）

（２）性　能

ブーム作動所要時間は、所定の油圧ポンプ回転数において次のとおりとすること。

同時操作	（屈折はしごの収納状態から最大地上高に到達まで）	７０秒以内
旋回	（３６０°）	約９０秒以内
バスケット許容積載量	放水無し	２７０ｋｇ
放水時１１００　Ｌ　／　min		１８０ｋｇ
バスケット許容クレーン積載量		２７０ｋｇ
ブーム許容クレーン積載量		２７０ｋｇ

３　塔構造

（１）塔本体は、高張力鋼材にて箱型に加工し、電気溶接により組立て、軽量であって正荷重は勿論ねじりに強く、かつ、たわみに対しても十分な剛性を有するものとする。

（２）塔本体は、作業範囲内において起伏・伸縮・旋回の諸操作を行っても異常なく、振動や異音また騒音を発することなく、安全平滑な動作ができるものとする。

（３）風速１６m／ｓｅｃまで、控え綱を使用せずに塔操作が可能であること。

（４）伸縮式ブームの最大伸長状態で、バスケットに最大積載重量を積載したままで、最大地上高から地上までブームを縮長することなく塔作動が出来ること。

（５）使用範囲を使用限界線にて制限する場合、制御装置の故障や手動操作（全ての安全装置が作動しない状態での操作）による誤操作があった場合でも、使用限界を越えて車体の転倒等が発生するのを防止する装置を設け、故障及び誤操作をしても使用限界を超えない構造とする。

（６）第１塔の起立角度７０°以上にて、地上高７m～９m間で、ジャッキ最大張り出し状態において、ジャッキシリンダ中心からバスケット起伏軸までの距離（実作業範囲）を８．５m以上とし、空中電線越し等の低層階へのバスケット進入を容易にすること。

（７）円滑な救助活動を行えるよう矯正完了後、塔作動前にバスケットへの乗員が３名搭乗でき、矯正完了後にバスケット乗員３名で塔収納状態から最大地上高までの到達時間が７０秒以内とする。

（８）使用範囲は、ジャッキ張り出し幅に左右されない構造とする。

（９）ブーム起伏軸を、塔収納状態から、ほぼ垂直に上昇出来る構造により、ふところを広くしブーム起伏角度０°（水平状態）でブーム伸縮シリンダ最大伸長まで伸長させることにより、障害物越しの救助を容易に行えるようにする。

４　塔駆動油圧機構

（1）自動車のフライホイルＰＴＯにより油圧ポンプを駆動し、その発生する油圧により、塔の起伏･伸縮･旋回及びアウトリガ並びにジャッキの操作を行うことができるものとする。
（2）作動油タンクは、ストレーナー付とし、オイルポンプにて加圧された油はジャッキ・アウトリガー用切替弁に至り、さらにターンテーブル中央の旋回接手をとおり、起伏・伸縮・旋回用切替弁に導かれる構造とし、これら切替弁の操作により、それぞれの動作を行う構造とする。また、これら切替弁の操作の中立時（塔が作動していない時）には作動油タンクへ戻るものとする。尚、作動油タンクへ戻る作動油は温度監視され、常時６０°以下に制御できる構造とし、油圧ポンプ吐出側には油圧安全弁及びオイルタンク油温度計を設けること。

5　応急操作補助油圧ポンプ

主油圧ポンプが故障した場合でも、塔の収納を可能にするため、また、走行状態からエンジンの点検が出来る状態まで塔の起立ができるように、主油圧ポンプと並列にバッテリー駆動のモーターポンプを設け、手動切替弁等にて操作を行う構造とする。

6　ジャッキ・アウトリガ装置の構造及び取付品

（1）ターンテーブルの前後左右に張り出し式ジャッキを設け、ジャッキは前後左右とも車体より外側に張り出し、塔操作時の車体の安定をはかる構造とし、アウトリガーカバーを取り付けること。
（ジャッキ張り出し最大幅　２．４５m以下）
アウトリガ及びジャッキは、４本同時に操作ができる構造とし、ジャッキシリンダ上部にはパイロットチェック弁を設け、ジャッキが縮まない構造とすること。また、　ジャッキの接地面とピストンロッドとの結合は自由関節とする。
（2）各ジャッキに照明灯を取付けること。

7　自動傾斜矯正装置

ジャッキシリンダ４本にて車体全体を水平に矯正する構造とし、全方向に対して７°の範囲で矯正できるものとすること。
その作動は、塔収納姿勢の状態で自動的に矯正完了するものとし、塔操作時に矯正を要しないものとする。

8　塔起伏装置

（1）リンク起伏装置
リンク本体と支持フレームの間に油圧シリンダを設け、この油圧シリンダを伸縮させてリンクの起伏を行う構造とする。
（2）ブーム起伏装置
リンクとブームの間に油圧シリンダを設け、この油圧シリンダを伸縮させてブームの起伏を行う構造とする。
（3）ブーム伸縮装置
３段のブーム内にシリンダとワイヤーを設け、この油圧シリンダを伸縮させて２段のブームの伸縮を行う構造とすること。

9　塔操作装置

（1）基部操作装置
ターンテーブル上に　ＦＲＰ座席と一体型の操作台を設け、塔操作レバ―、操作部主ス

イッチ、緊急停止スイッチ、各種スイッチ、塔の地上高・角度・伸長量を示す表示装置（デジタル表示)、インターホーン及び操作部照明灯等、操作に必要な装備を取り付けること。塔操作レバーは、リンク起伏・ブーム起伏用　と　ブーム伸縮・旋回用の２本とし、操作部主スイッチを踏んだときのみ塔操作が行える構造とする。

（2）バスケット内操作装置

　バスケット内に操作盤を設け、塔操作レバ―、操作部主スイッチ、緊急停止スイッチ、塔の地上高・角度・伸長量を示す表示装置（デジタル表示)、各種表示ランプ、操作部照明灯を取付け、バスケット内より塔の遠隔操作が行えるものとする。

塔操作レバ―は、基部操作装置と同様２本レバ―と、操作部主スイッチを踏んだ時のみ、塔操作が行えるものとする。

（3）リンク起伏・ブーム起伏・ブーム伸縮・旋回の諸動作は同時に操作することができ、各作動が相互に影響しない構造とする。

（4）基部とバスケット内で同時に操作を行った場合は、基部が優先する構造とする。

１０　バスケット装置

　ブ-ム先端に固定式のアルミバスケット装置を設け、塔がいかなる角度にあっても、常に平衡を保つように油圧式による平衡装置を備えるものとすること。

　バスケットは左右各４５°旋回できる構造とし建物に対し接地し易い構造とすることまた、バスケットには、前開き式の補助ステップが取付けてあり、他に塔操作装置、自衛噴霧ノズル、メタハラサーチライト（３５W左右)、風速計、及び先端灯を取付け耐電塗装すること。また、インターホーン装置を設け、基部操作部と連絡できるものとする。

１１　安全装置

（1）最終限界自動停止装置

　塔が使用限界に達した場合､塔の運動を自動的に停止させる装置が設けられていること。ただし、使用限界が油圧シリンダエンド等機械的に塔の運動が停止するものにあってはこの限りでない。

　使用限界自動停止装置は、シリンダピストンロッド伸縮の最終が使用限界とする構造とする。

（2）伸縮等防止装置

　油圧シリンダ又は油圧モータにパイロットチェック弁を設ける等により、油圧配管等が破損した場合、次に掲げる運動を停止させることができるものであること。ただし、油圧配管等が破損した場合に荷重の加わらない運動を除く。

　ア　ジャッキの短縮

　イ　塔の起立及び倒伏

　ウ　伸縮装置を有するものにあっては塔の伸長及び短縮

　エ　屈折装置を有するものにあっては塔の展開及び収納

（3）旋回障害

　塔を注意して旋回の操作しているときに建物等と衝突、接触等により停止した場合、塔及びその駆動装置を損傷する荷重が加わらない措置が講じられていること。

（4）自動速度制限装置

　塔の起立角が変化してもバスケットの最大起伏周速度が過大にならないようにすると共に、また作業半径が変化しても、バスケットの最大旋回周速度が過大にならないように、自動的に速度を制限する構造とする。

（5）傾斜自動停止装置

塔の傾斜の角度が使用の限界に達した場合、塔装置の運動を自動的に停止させる装置をいう。

（６）緊急停止装置

（緊急時に操作を行って塔の運動を停止させる装置をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものとする。

ア　バスケット内操作部を有するものにあっては、緊急停止装置がバスケット内及び塔の基底部（車両のリヤーエプロンを含む。）に設けられていること。

イ　緊急停止装置は、駆動する動力を遮断して塔の運動を停止させる構造であること。

ウ　バスケット内で緊急停止装置を作動させている場合、塔の基底部に設けられている応急操作装置を使用して塔の操作ができる構造であること。

エ　緊急停止装置を作動させた場合、塔の全ての運動が停止するものであること。

オ　緊急停止装置の作動後の復旧は、操作レバー等が塔の運動を停止する位置でないとできない構造であること。

（７）ジャッキインタロック装置

（塔が収納状態にある場合のみ車両支持装置を操作でき、かつ、ジャッキが設定されている場合のみ塔装置を操作できる装置をいう。）が設けられていること。

（８）スプリングロック装置

（車両の安定に悪影響を及ぼすシャシ・スプリングの弾性を機械的に遮断する装置をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものとする。

ア　スプリングロック装置は、後輪を浮かせて接地させる方式のもの（後輪２軸車（トラニオンシャフト方式）を除く。）に設けられていること。

イ　スプリングロック装置の作動が適正でない場合、塔装置の操作ができない構造であること

（９）塔収納支援装置

塔収納時に、ブームの収納角度及び旋回収納位置を自動的にあわせ、収納操作を支援できる構造であること。

（10）安定度の確認装置

車両の左右の安定度を確認することができ、危険な領域に達した場合に表示及び音による警報を発する装置が設けられていること。ただし、ジャッキが浮いた場合に、表示及び音による警報を発し、塔の運動を自動的に停止させる装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。

（11）キャブ保護の装置

通常操作における塔の運動中、キャブ、車体及びジャッキに接近した場合に警報を発して自動的に塔を停止させる装置が設けられていること。

（12）バスケット過大傾斜自動停止装置

バスケットを装備するものにあっては、バスケット過大傾斜自動停止装置（バスケットの床面の傾斜が過大になった場合、塔の運動を自動的に停止させる装置をいう。）が次により設けられていること。ただし、機械的に塔の起伏又は屈折の動きに連動するものにあっては、この限りでない。

（13）感電防止装置

バスケット内の隊員の感電を防止するため、送電線に近づいた場合に警報を発する装置（身体に装着する感電防止用の警報機の装備を含む。）が設けられていること。なお、当該装置は、感度の調節ができ、市街の送電線に対応するものであること。

１２　塔用水管及び受水口

バスケットより放水するための水管を塔左側に固定配管し、各屈折部には、スイベルジョイント（回転接手）を設け、伸縮部には、伸縮式水管をもうける。また、ターンテ-ブル中央に水路用旋回接取を設け、車体後部の６５mmボールコック受水口より受ける水を、塔の連続旋回にてバスケットより放水できること。

１３　バスケット放水銃及びホース収納箱

バスケットには、起伏、旋回、可能な放水銃及び可能な限りの大きさでホース収納箱を取り付けること。

１４　車体艤装

（1）車室は、堅牢な天蓋及びドアを有すること。

（2）乗車定員は５名以上とし､安全に乗車できる大型乗降ステップ及び座席を設けること。

（3）ボディー側板は、一般構造用圧延鋼材（ＳＳ）を使用すること。又、各ステップ及び床板、荷台部上部は全てアルミ縞鋼材張りにて端部周辺を折り曲げ加工をした構造とすること。

（4）キャブ後部座席後側左右に呼吸器を取付けるとともに、中央部分にアルミ縞鋼材（穴あき）にてロープ等を掛けるよう背板を設け、上部に取付棒を取付けること。又、天上部に車高計測棒を取り付けること。

（5）後部座席下部シートは、開閉扉付きの一体型収納ボックスとすること。

（6）座席シートは、透明ビニール張りすること。

（7）キャブ上部に赤色警光灯(ＬＥＤ式)、拡声器付電子サイレン用スピーカー、モーターサイレン及び標識灯を取り付け、電子サイレンとモーターサイレンの電源線は単独配線とし別系統で配線すること。

（8）電子サイレンアンプはダッシュボード付近に設けること。尚、モーターサイレンは自動断続吹鳴装置付きでスイッチ（手動式）を助手席前付近の操作しやすい位置に取り付けること。

（9）天井内張りは、配線等の点検が容易にできるようにすること。

（10）室内の照明について

室内の前後席を有効に照明できる蛍光灯（２０W･遮光垂れ布付き）及びスポットライト（助手席１個、後部座席左右各１、計３個）を取り付けること。室内の照明がフロントガラスに反射しない構造とすること。

（11）後部座席前部分に大型収納地図ボックスを１基設けること。

（12）カーエアコンを取り付けること。

（13）車両バッテリーは充電器を取り付けるとともに、収納箱を設け引き出し式とし、容易に点検が出来るような構造のものとすること。

（14）後部座席前方に握り棒を設け、Ｓ字フックを５個取り付けること。

（15）スポイラー付フロントバンパーを張り出し式とし､バンパー部分上部全面をアルミ縞鋼板敷きとし、

キャビン上部に取手を設けること。

（16）フロアーマット及び前後ドアに大型のサイドバイザーを取り付けること。

（17）後部ドア左右にドアミラーを前のドアと干渉しないよう取り付けること。

（18）後退警報ブザーを取り付けること。(入切スイッチ付)

（19）消火器１基（自動車用ＡＢＣ粉末６kg入）を取り付けること。

（20）収納ボックス

ア　左右リヤータイヤハウス前後部下部に出来る限りの大きさの収納ボックスを設け、

資機材を収納出来るよう艤装すること。又、扉はステップ式とすると共にステップ部はアルミ縞鋼板張とし、扉の厚みには反射テープを張り付けること。また、チェーンレス式とし、サブストッパーも取り付けること。

イ　車体上面、内部及びターンテーブル付近に、可能な限りの大きさで収納箱を設けること。

ウ　左右に出来る限りの大きさで車体大型収納箱をシャッター式で設け、資機材を収納出来るよう艤装するとともに、アルミ縞鋼材（穴あき）にて開閉式の資機材取付け装置を設けること。

(21）車両前後に牽引用フックを取り付けること。(外れ防止付)

(22）車両左右及びバスケット付近に支点用フックを取付けること。(外れ防止付)

(23）車体中央左右、車体後部両側は必要な部分に、昇降等に必要な、折りたたみ式ステップ、握り棒、手摺等を設けること。

(24）各収納ボックスは雨水等が入らないよう、扉部分にはパッキン等を取り付けるか、同等の防水性能を有する構造とする。

(25）車両前部中央に消防章（１５０㎜台座付）を取付けること。

(26）車体に旗立てを設けること。

(27）塔受支柱をキャブ後部のシャシフレームより立ち上がり材にて設け､塔支持点には硬質樹脂を備えること。

(28）車体後部中央にジャッキ操作時の必要な装備を取付けること。

(29）噴霧消火装置

ア　車体大型収納箱内に、サイドＰＴＯ駆動によるポンプ本体を車両重量バランスに考慮して積載すること。

イ　容量１００ℓ以上のステンレス製の水タンクを収納箱付近に､重量バランスを考慮して積載すること。なお、水タンクへの給水が容易に行える装置を設けること。

ウ　ポンプ本体より、高圧水管を切替バルブにて分岐し、ターンテーブル中央に高圧水路用旋回接手を設け、塔の内部に高圧ホースを通してバスケット付近にホースリール（１５m）及びバスケット内にフォグガンを積載すること。

エ　フォグガンのノズルパターンは数段階の切替式とし、高圧噴霧及び水量コントロールが容易に行なえること。

１５　照明灯関係

（１）左右リヤータイヤ付近に路肩灯を保護枠付で取り付けること。

（２）車両後部左右にテールマカーランプを取り付けること。

（３）モーターサイレン以外のスイッチは機能集中型操作スイッチ式を設けること｡(外部スイッチは保護枠を取り付けること）

（４）各収納ボックス扉及びシャッターの開閉状況が機能集中型操作スイッチで確認できること。

（５）室内の照明は、室内の前後席を有効に照明できる蛍光灯（２０W･遮光垂れ布付き）を取付けること。

（６）収納庫等に保護枠付照明灯（LED 式）を取り付けること。

（７）照明関係のスイッチはバッテリースイッチ又はエンジンキーと連動する方式とすること。

（８）車体前部左右、側部左右、後部左右、ブーム部左右に赤色点滅灯(LED 式)を埋め込み式で取り付けること。

（9）ブームリモコンサーチライト
　ファーストブーム左右にリモコン式サーチライト(LED 式)を取付て、基部操作席から遠隔操作が出来ること。

１６　無線関係（支給品付け替え含む）

（１）無線機本体、ＡVM装置は、専用ボックスを設け、埋め込み式で取り付けること。送受話器（３台）の内、車内無線ハンドセットは、センターコンソールボックスに１台、車外側面には左右にそれぞれ１台取り付け出来るようにすること。又、無線機本体・ＡVM装置は埋め込み式とする。

（２）空中線（アナログ用アンテナ）はキャブ上部に新規品を電波障害のない位置（散光式警告灯から５０ｃm以上離す）に取付け、アンテナコードを助手席付近まで配線し、キャブ内張り天井内を点検できる構造とすること。また、無線機用電源コードを助手席付近まで配線すること。尚、デジタル用アンテナ架台及び配線を車内にしておくこと。

（３）キャブ内の配線は、無線配線用のフレシキブル配管内に配線し、室内の内張りには容易に点検出来るようにすること。

（４)室内用無線スピーカーをキャブ内部に設けること。尚、無線機本体からの配線は無線 スピーカー用の配線（２芯）とすること。

（５）車体側面後部左右の指定する場所に、無線装置用外部送受話器（掛け金具付）の収納ボックス（扉はロック付き）に受話器を取り付け出来るようにするとともに、外部用無線スピーカー（スイッチはキャブ内部に設置）を左右各一個埋込式にて容易に交換できる構造で取り付け出来るようにすると。尚、無線機本体からの配線は、保護管内に送受話器用（６芯）及び無線スピーカー用の配線（２芯）を独立配線すること。

（６）無線機本体、ＡVM装置の電源（１２Ｖ、２芯、）は、DC―DC コンバーターの新規品を設けバッテリーの各端子より直接配線し、スイッチは１個パイロットランプ付とし専用ボックスに取り付けること。

（７）各装置が機能するようそれぞれに配線すること。

１７　塗装

（１）車体は、特殊化学品にてさび落としの上、リン酸塩皮膜を形成後、プライマ、パテ水研、フェーサを行い熱風乾燥炉にて乾燥させてから消防自動車色（朱色）ウレタン系塗装にて吹き付けを行い、さらに熱風乾燥炉にて乾燥させること。
　車両は完全なる防錆を施し、朱色塗装を行うこととし各ステップはクリア塗装を行いステンレス及びアルミ以外の金属部分は、すべて塗装あるいはメッキを施し、露出部分がないようにすること。

（２）塗装について
ア　塔は、白色吹きつけ塗装とする。
イ　シャッターは、朱色塗装とする。
ウ　資機材積載部内面は、オリエンタルグリーンとする。
エ　車体下回り及びフェンダー内面は、黒色とする。
オ　キャビン内部は、シャーシメーカーの標準色とする。

（３）文字書き等
ア　キャビン左右ドア部下方に別途指示する文字を表示すること。
イ　標識灯に配備所属名を表示すること。
ウ　キャブ前部、後部に配備所属名を表示すること。

エ　上部の指定する場所に対空標識を表示すること。
オ　塔上面、左右に別途指示する文字を表示すること。
カ　シャッター部分に別途指示する文字を表示すること。
（文字の種類、大きさ及び色等、詳細については、落札後協議する）

１８　その他
（１）各スイッチ及びコック、レバー等の装置部分には、名称並びに名板を取り付けること。
（２）車両外部に取り付けられる各スイッチには、保護枠を取り付けること。
（３）収納ボックス及び収納庫床部及び取付金具等雨水の溜まる部分には水抜き穴を設け、スノコ敷きとすること。
（４）機器等がボディーに接触する場所には、必要に応じアルミ保護板等を取り付けること。
（５）車両全部に電子式防錆装置を取り付けること。
（６）取り付け品及び別途指示する支給品取り付けについては、落札業者と別途協議指示する。

１９　取付品、取付装置及び積載品、附属品並びに特別艤装等は、次の別表による。
（１）別表１　　取付品及び取付装置
（２）別表２　　軽微な変更として備える取付品及び取付装置
（３）別表３　　備えなければならない附属品
（４）別表４　　軽微な変更として備えることができる附属品
（５）別表５　　特別な取付品、附属品及び特別艤装等

別　表　１　（取付品及び取付装置）

番号	品名	数量	備考
1	赤色警光灯	１式	取付（散光式警光灯）（LED）
2	電子サイレン	１式	取付（５０W・マイク付き）音声合成付 音声合成（渋滞広報、フラッシャー連動）
3	照明灯	１式	車体左右各２灯・後方２灯 LED レンズ部保護枠付き
4	後退警報器	１式	取付（メインスイッチ付き、室内室外各１個）
5	標識灯	１個	取付

別　表　２　（軽微な変更として備えることができる取付品及び取付装置）

番号	品名	数量	備考
1	電動サイレン	１式	自動断続吹鳴装置付き取付　防雪カバー付
2	キャブチルト装置	１式	電動式
3	スタッドレスタイヤ	１式	（ホイール付）
4	作業灯	１式	取付
5	車外無線送話機取出口	１式	車体左右取付
6	自衛噴霧装置	１式	取付　車体左右２個及びバスケット左右各１操作バルブは、左右個別

別　表　３　（備えなければならない付属品）

番号	品名	数量	備考
1	管そう	２本	取付
2	ノズル	４個	添付
3	放口媒介金具	２個	取付
4	とび口	２本	１．５m取付
5	金てこ	１本	テコバール０．８m以上取付
6	剣先スコップ	１本	取付
7	車輪止	２個	取付
8	消火器（自動車用）	１本	取付　（ＡＢＣ粉末６kg入）
9	消防用ホース	10 本	65 ㎜×20m（使用圧 1.6MPａ）取付部保護材付　添付
10	照明器具	１式	取付　発電機・三脚・コードリール・投光器
11	ジャッキ敷板	１式	取付
12	昇降機用ベルト	１式	添付
12	絶縁手袋	１式	添付

別　表　４　（軽微な変更として備えることができる附属品）

番号	品名	数量	備考
1	タイヤチェーン	１式	亀甲シングル型添付
2	分岐管	１式	取付
3	ホースブリッジ	１式	コンパクト型
4	Ｖスリング	１式	（３m）３本、（５m）２本×75㎜
5	おの	１本	取付（弁慶）
6	集水管	１式	取付
7	呼吸器	４器	取付　ボンベ付ボンベカバー付、刻印
8	呼吸器予備ボンベ	４本	ボンベカバー付、刻印

別　表　５　（特別な取付品、附属品及び特別艤装等）

番号	品名	数量	備考
1	救助マット	1式	取付（空気式）
2	墜落防止器具	1式	添付
3	隊員用自己確保器具	1式	添付
4	レスキュースリング	1式	添付
5	バスケットストレッチャー	1台	取付
6	一箇所吊り資機材	1式	添付
7	低所、高所救助資器材	1式	添付
8	隊員用緊急避難器具	2個	添付
9	緩降器	1台	添付
10	救助用ネット	1式	添付
11	隊員用ハーネス	5本	添付
12	救助用ロープ	1式	取付
13	距離計	1台	添付
14	車輪止	2個	添付
15	媒介金具	1式	取付
16	かぎ付きはしご	1式	取付
17	カラーコーン	5個	取付　伸縮式カラーコーン、点滅灯付
18	携帯用サーチライト	1式	取付
19	携帯用ハンドマイク	3個	添付
20	合図灯	3本	添付（電池付）
21	ナビゲーションシステム	1式	取付(純正)
22	筒先員連絡機	5台	添付品を含む
23	消防用ホース	10本	40㎜×20m（使用圧1.6MPａ）取付部保護材付添付
24	エアフォームノズル	1本	取付（１０００ℓ型）
25	排煙機	1式	取付

鳥取県西部広域行政管理組合　消防局
平成２３年度災害対応屈折はしご付消防ポンプ自動車
参考型式　内訳表　（同等品以上とする）

車両関係

第1　総　則			
3	災害対応屈折はしご付 消防ポンプ自動車	シャシ関係	保安基準に適合する。消防専用シャーシー
			低床・MT車・スタビライザー付・フォグランプ、エンジン回転計、エンジン油温計
			ＡＢＳ装置付・エアバック装置付・グロープラグ取り付け、
			ディスチャージ型ヘッドライト、左側ミラーは折りたたみ式

第2　仕　様				
9	塔操作装置	(1)	基部操作装置	カバー取り付け
15	照明灯関係	(3)	機能集中型操作スイッチ	(SBW-100)大阪サイレン製
		(6)	保護枠付照明灯	LED式 (LIW-2) 大阪サイレン製
		(8)	赤色点滅灯 (保護枠は取付可能な場所は取付)	ウイレン製 (前部左右) ＣＳ５００型
				ウイレン製 (側部左右) ＣＳ７００型
				ウイレン製 (後部左右) ＣＳ６００型
				ウイレン製 (ブーム部左右) ＣＳ５００型
				ウイレン製(バスケット前部)ＣＳ500ＬＡ24

別表　1

番号	品　名	数 量	備　考
1	赤色警光灯	1式	ウイレン製 (左右) ９ＬＭＴ５１０ＳＡ
2	電子サイレン	1式	OS製　TSK5102Vマーク１０
3	照明灯	1式	車体左右：CS700LZ24型　LED　（各2個）　スイッチ左右別 車体後部左右：CS600LZ24型　LED　埋め込み式 (保護枠付)

別表　2

番号	品　名	数 量	備　考
1	電動サイレン	1式	7型 (大阪サイレン)
4	作業灯	1式	(左右) ブーム：ＬＥＤリモコンサーチライトＮＬＥＤ-ＤＧＷＣ60 (左右) バスケット：35WメタルハライドランプＮＭＬ-35

別表　3

番号	品　名	数 量	備　考
1	管そう	2本	型式　ＰＥＨ－５０Ａ
2	ノズル	4本	型式NH-50QF(2個)　型式NH-40QF(2個)
3	放口媒介金具	2個	呼び40：50ＭＣ (バスケット仕様)
7	車輪止	2個	ゴム製大型
9	ホース	10本	キンパイ　SP-aya-A　　取付部保護材付
10	照明器具	1式	(投光器) ＬＬＴ－５２(三脚含む)
			(コードリール) ハタヤ製ＡＦ－３０１Ｋ
			(発電機) 型式ホンダ製　EU16i
11	ジャッキ敷板	1式	
12	昇降機用ベルト	5組	(パッドファスト)Ｃ８９Ｆ
13	絶縁手袋	5組	

別表　4

番号	品　名	数 量	備　考
1	タイヤチェーン	1組	亀の子　（椿本　　　）
2	分岐管	1式	ＷＢ－６５ＭＣ
3	ホースブリッジ	4個	コンパクトブリッジCB－４５０　65ホース1本用
4	Vスリング	1式	(3m) 3本、(5m) 2本×75mm
6	集水管	1式	D型集水器 (ＹＯＮＥ)
7	呼吸器　4器	4器	型式　NM３０型(首掛けヒモ付き)　ボンベ５３０ＣⅡ型　ボンベ付ボンベカバー付、刻印 (2器 をキャビン後部に取付)
8	ボンベ	4器	ボンベ５３０ＣⅡ型　ボンベ付ボンベカバー付、刻印

別表　5

番号	品　　名	数 量	備　　　　考
1	救助マット	1式	(品名) ライフキューブ　(品番) MODEL1515
2	墜落防止器具	1式	(品名) ブロックリール (15m) (品番)　F5SF2－LR15
3	隊員用自己確保器具	1式	(品名) グリヨン (20m) レバー付×5 (品番)　L52A　020
		1式	(品名) アブソービカ　Y　MGO　80×5 (品番)　L59　MGO
4	レスキュースリング	1本	(品名) エアボーン式レスキュースリング (品番) P/ N　NGY－RS1
		1本	(品名) ピタゴール (品番) C80　BR
5	バスケットストレッチャー	1台	(品名) タイタンTiスプリット、 (品番) 726117
6	バスケットストレッチャー (一箇所吊り資器材)	1式	(品名) バルカン　スクリューロック×4 (品番) M73SL、 (品名) アノー　60cm×4 (品番) C40　60
			(品名) ポー　M×2 (品番) P63　M、 (品名) マイロン　デルタ　8mm×2 (品番) P11－8
			(品名) スイベル　L (品番) P58　L
7	低所、高所救助資器材 (救出システム)	1式	(品名) レスキュー×4 (品番) P50A、 (品名) レスキューセンダー×2 (品番) B50
			(品名) ツイン×2 (品番) P65A、 (品名) オーケー　スクリューロック×20 (品番) M33SL
			(品名) コネクション　ファスト×5 (品番) C42　F、 (品名) アイディ　S×5 (品番) D200S0
			(品名) タンデムスピード×4 (品番) P21　SPE、 (品名) クートネー×2 (品番) P67
			(品名) プロトラクション×2 (品番) P51、 (品名) アサップ×5 (品番) B71、 (品名) ストップ×2 (品番) D
			(品名) アサップソーバー×5 (品番) L71　40、 (品名) アブソービカ×5 (品番) L57
8	隊員用緊急避難器具	2個	(品名) エグゾー　イーズフック×2 (品番) D30015CNN
9	緩降器	1台	(品名) オリロー、 (品番) ORIRO　0300
10	救助用ネット	1式	(品名) レンジャーネット、10m×5m
11	隊員用ハーネス	5本	(品名) ナバホボッドファスト×5 (品番) C710F0
12	救助用ロープ	1式	(品名) エーデルワイス、パワースタティック　(11mm×200m) ×2、セーフティーSP　(11mm×100m) ×5
13	距離計	1台	M138SION
14	管そう	2本	型式　PEH－40A
15	媒介金具	1式	65mm (オス×オス、メス×メス) 取付
16	かぎ付きはしご	1式	チタン製　KHFL－CT－31
17	カラーコーン	5個	取付　伸縮式カラーコーン、点滅灯付
18	携帯用サーチライト	1式	型式　JF9911 (100V充電用電源取り付け)　延長コード (10m) 充電機、予備バッテリー、三脚付
19	携帯用ハンドマイク	3個	型式　ノボルTS－513Rウェストホルダー付
20	合図灯	3本	LED式
21	ナビゲーションシステム	1式	純正
22	筒先員連絡機	5台	PK410スタンダード　本体 (キャリングケース･ニッカド電池 イヤーピースマイクロホン･充電器付) 5基
23	消防用ホース	10本	40㎜×20m (使用圧1.6MPa) キンパイ　SP-aya-A　取付部保護材付 (ダブルジャケット) ホースバック2個付
24	エァーホームノズル	1本	LRN－1000T･2 (1，000ℓ) 型　取付
25	排煙機	1式	PFE－282Y (ダクト、コードリール付)

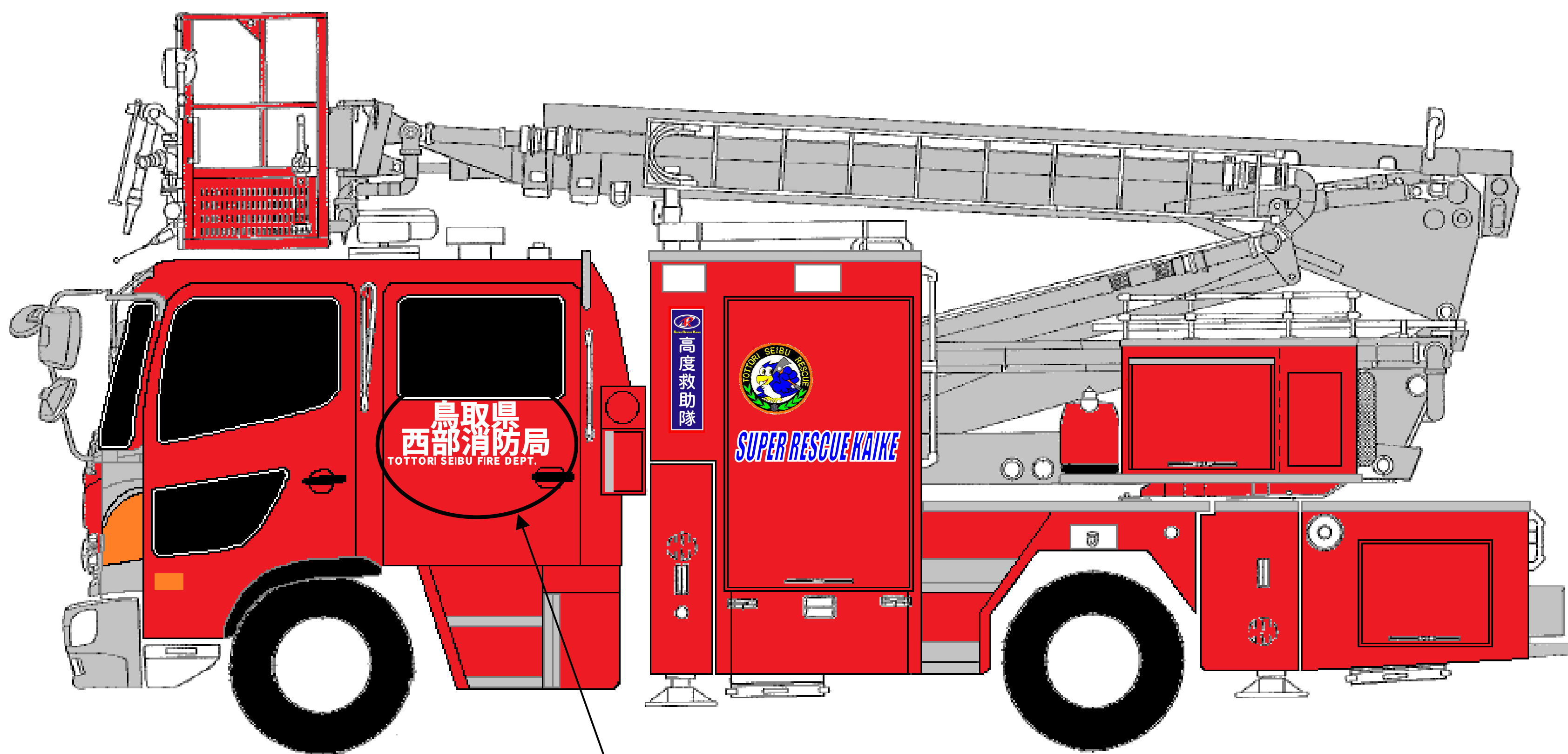
その他の注意事項

1　資機材取付については落札後協議する。
2　支給品の取付については落札後協議する。
3　車両姿図
4　車体文字の大きさについては、落札後協議する。
5　参考型式以外の同等品を納入予定とする場合は、発注者の承認を得ること。(カタログ、資料を添付のこと)。

その他の注意事項

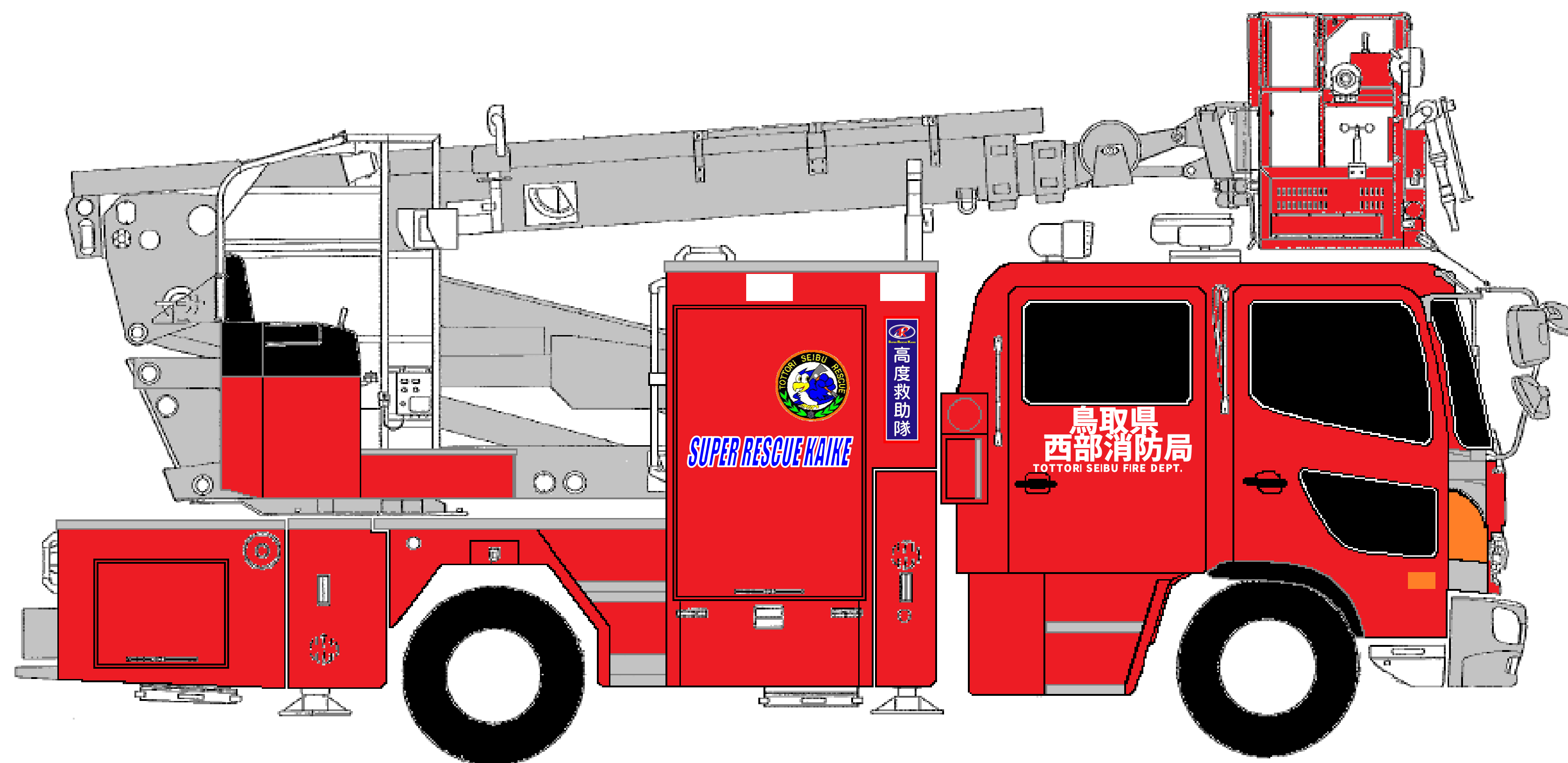
1　その他詳細については、別添の超短波無線電話装置仕様書のとおり。

2　施行範囲については、無線装置ケーブル接続図の実線で囲ってある無線機、AVM本体装置、AVMディスプレイ、スピーカー、ハンドセット、アンテナに係る配線及び取り付け架台･金具の施工は、全て車両の艤装に含むこと。尚、デジタル用アンテナ配線を車内に設けること。
(DC-DCコンバーター、車内及び屋外スピーカー (ユニペックス　CP-121)、スピーカー用スイッチ及びアンテナについては、新規に取り付けること)
3　旧車両から新車両へ無線関係一式の付け替え含む。



・字体は「HG丸ゴシックM－PRO」を使用。
文字の色は白色を使用。

鳥取県西部消防局 高度救助隊



超短波無線電話装置等の車両設置に係る仕様書

（概要）

第１条　本仕様書は、消防救急用超短波無線電話装置（以下「無線機」という。）及び車両動態管理端末（以下「ＡＶＭ」という。）の新規設置又は移設設置における必要な事項を定める。

（留意事項）

第２条　受注者は、次の各号に留意するものとする。

(1) 無線機及びＡＶＭ（以下「無線装置」という。）の新規設置又は移設設置、調整、技術的操作、無線交信試験等における作業（以下「設置作業」という。）は、無線局登録点検員の資格を有する者又はその監督のもとに行わせなければならない。

(2) 消防局職員と事前の打ち合わせを十分に行い、一方的な解釈で設置作業は行わないこと。

(3) 消防局の無線運用に支障を与えないよう留意し設置作業を実施し、必要な場合は消防局職員へ申し出ること。

(4) ＡＶＭは、消防局が別途契約している保守管理契約の対象装置であり、設置作業において必要な場合は職員に申し出て保守管理受託業者と協議を行うこと。

（対象車両）

第３条　新規に無線装置を設置する車両（以下「新規車両」という。）及び既設の無線装置を積載している車両（以下「既設車両」という。）は、消防局職員が指定する。

（作業範囲）

第４条　無線機を新規設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。ただし、ＡＶＭが新規設置の場合は第２号を除く。

(1) 無線機の新規車両への設置及び単体試験

(2) 既設車両に設置してあるＡＶＭの事前動作試験及び取り外し

(3) 新規車両へのＡＶＭの取り付け及び単体動作試験

(4) 無線機とＡＶＭとの接続

(5) 接続後のＡＶＭ動作試験

(6) 接続後の無線試験交信

２　無線機を移設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。ただし、ＡＶＭが新規設置の場合は第２号を除く。

(1) 無線機の事前動作試験及び既設車両からの取り外し

(2) ＡＶＭの事前動作試験及び既設車両からの取り外し

(3) 新規車両へ無線機の取り付け及び単体動作試験

(4) 新規車両へのＡＶＭの取り付け及び単体動作試験

(5) 無線機とＡＶＭとの接続

(6) 接続後のＡＶＭ動作試験

(7) 接続後の無線試験交信

（設置作業等）

第５条　設置作業は、次の各号により実施するものとする

(1) 設置作業の実施場所は、電波管理上の点から消防局、消防署又は出張所の敷地内とする。

(2) 設置作業は、作業日当日に完了するものとする。ただし、設置作業において特別な事情が発生した場合は、直ちに消防局職員にその旨を申し出て協議を行うものとする。

(3) 既設車両から無線装置を取り外す場合は、取り外し前及び作業中に消防局職員の確認を受けること。

(4) ＡＶＭの動作試験及び無線機の試験交信は、別紙１の作業明細により実施すること。

(5) 無線機の調整は、無線設備規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１８号）に定める電波の質の許容値、その他電波法関係法令に定める規格及び別紙２の試験調整項目表に定める項目とする。ただし、特別に許容値を設ける場合は別に指示する。

(6) 設置作業において無線装置に故障、不具合等が発見された場合は、受注者で調査するとともに、消防局職員へ報告し適切に対応すること。

(7) 機器の取り付け位置、貫通部の位置、その他の疑義が生じた場合は、消防局職員の指示を受けること。

(8) その他設置作業に必要な事項は、別紙１の作業明細に定める。

（対象機器）

第６条　新規設置又は移設設置の対象機器は次のとおりとする。（対象車両１台分）

機　器　名	数	単位	新規又は移設の区分
無線機	1	台	移設設置（NEC 製 TR3M1D-18AT 又 JDC3C3A1-4A）
ハンドセット及び掛金具	3	式	移設設置（M7P-0002-0002 防騒音型、同専用掛金具）
空中線及びベース	1	台	新設設置（１／４λ空中線ベース付）
外部スピーカー	3	台	新設設置（車外用２台、車内用１台）車外用は防水型
外部スピーカー用スイッチ	1	台	新設設置
DC/DC コンバーター	1	台	新設設置（アンテン製 DC2412　ZA）
ＡＶＭ（I．F、ディスプレー）	1	式	移設設置（NEC 製）

（検査）

第７条　設置作業が完了したら消防局職員へ申し出て、完了検査を受けなければならない。

（保証）

第８条　設置作業後１年以内に生じた故障、不具合等で、明らかに受注者の責任と見なされるものは無償で修理を行うものとする。

（協議）

第９条本仕様書に明記されない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

（別紙１）

作　業　明　細

１．取り外しに関する基本事項

(1) 無線装置の取り外しは、移設後正常に動作するよう十分留意して行うこと。

(2) 無線装置を取り外す前に、機器電源を切り、バッテリーに直接接続してある電源線をはずすこと。

(3) バッテリー端子、その他の電源線は、ショート等が発生しないように処置し作業すること。

(4) 既設車両の空中線及び空中線ベースの車体貫通部は、取り外した後に雨水が入らないよう適切な処置を行っておくこと。

(5) 車両のパネル、内装材、コンソール等（以下「車両パネル等」という。）を取り外した場合は、作業後に復旧すること。

２．取り付けに関する基本事項

(1) 車両パネル等の一部に穴をあける必要がある場合は、消防局職員の指示を受けること。

(2) ケーブル又は配線が、車体、車両パネル等を貫通する場合は、貫通部保護を行うこと。

(3) 車両のパネル等を取り外した場合は、作業後に当初の状況に復旧すること。ただし、消防局職員の指示により加工した部分を除く。

３．取り付け基準

(1) 無線機は、新設車両のダッシュボード、コンソール等に設置し、運転席又は乗員席から操作ができること。

(2) 無線機のアースは、確実に車体アースを取ること。

(3) 無線機の電源は、車両のバッテリーから直接取ること。なお、電源系統図を別紙３に示す。

(4) ２４ｖ電源車の場合はDC/DCコンバーター等により１２ｖに変換すること。

(5) ハンドセットは、車載無線機に隣接するように設置すること。

(6) 補助ハンドセットを取り付ける場合は、消防局職員の指示する位置に設置すること。

(7) 車内に外部スピーカーを取り付ける場合は、運転者や乗員に支障がない位置に設置すること。

(8) 車外に外部スピーカーを設置する場合は、キャブ内に外部スピーカー用スイッチを取り付けるものとする。

(9) 空中線及び空中線ベースの取り付け位置は、車体の屋根上とすること。ただし、車体の構造上支障がある場合は、消防局職員と協議し設置場所を決定する

こと。
(10)空中線及び空中線ベースのアースは、確実に車体アースを取ること。
(11)ケーブル又は電線が車体を貫通する場合は、当該貫通部から雨水が浸入しないよう処置すること。
(12)ＡＶＭは、高機能消防指令システム（以下「指令システム」という。）のＩＤが車両毎に設定されているので、消防局職員の指示によりＩＤの登録又は変更を行うこと。
(13)ＡＶＭの操作部は、容易に操作ができる位置に設置すること。
(14)ＡＶＭの制御部は、座席の下等で乗車に支障がなく、かつ、乗員の踏みつけ等による破損が起こらない位置とすること。
(15)ＡＶＭの制御部ケーブルは純正品に限るものとし、また、指定されたケーブル長を超えることはできない。
(16)設置作業に当たって、既設ケーブルの劣化又は破損、取り付け位置の関係でケーブル長の不足等を確認した場合は、消防局職員に報告し必要な場合はメーカーと協議を行うこと。

４．無線機の試験
(1) 無線装置の取り付けが完了したら、別紙２の試験調整項目表に従い無線機の試験を実施すること。特に、送信出力（空中線のマッチング）、送信周波数、変調特性等、調整を必要とする項目は職員の確認を受け入念に行うこと。
(2) 無線機の通話試験は、無線機に搭載されている送信周波数すべてを順次発射し、消防局との無線交信状況を確認することとするが、全国共通波２及び全国共通波３は、作業場所に配備されている他車両との無線交信試験とする。

５．ＡＶＭの試験
(1) 単体動作試験
①電源投入試験
ＡＶＭの電源投入及び電源切断を実施し、正常に起動することを確認すること。
②動態操作試験
ＡＶＭの各動態ボタンを押し、機器ディスプレー上の表示を確認すること。
(2) 動作試験は、別紙２の試験調整項目表に従い動作試験を行うこと。
①ＩＤ確認試験
無線機と接続後、ＡＶＭの動態ボタンを押し、指令システム上で指定ＩＤの車両動態が変化するか確認すること。
②動態登録試験
ＡＶＭの各動態ボタンを押し指令システム上の動態変化と整合が取れていることを確認すること。

（別紙２）

試験調整項目表

１．取り外し前

（1）無線機の試験

項　　目	摘　　要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー ＤＣ／ＤＣコンバーター
送信出力	全チャンネル （進行波電力、反射波電力）
送信周波数	全チャンネル
通話試験	全チャンネル

(2) ＡＶＭの試験

項　　目	摘　　要
試験チャンネル	指定チャンネル
試験動態　（消防車）	業務、出動、現着、開始、完了、引揚、帰署及び整備の８動態
試験動態　（救急車）	業務、出動、現着、現発、病着、引揚、帰署及び整備の８動態

２．取り付け後

（1）無線機の試験

項　　目	摘　　要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー ＤＣ／ＤＣコンバーター
送信出力	全チャンネル （進行波電力、反射波電力）
送信周波数	全チャンネル
スプリアス輻射強度	全チャンネル
標準変調入力	全チャンネル
最大周波数変移	全チャンネル
送信Ｓ／Ｎ比	指定チャンネル　※1
受信感度	全チャンネル
受信帯域幅	全チャンネル

スケルチ感度	全チャンネル
受信Ｓ／Ｎ比	指定チャンネル　※1
ＡＶＭ信号変調度	指定チャンネル
ＡＶＭ動作試験	指定チャンネル
通話試験	全チャンネル

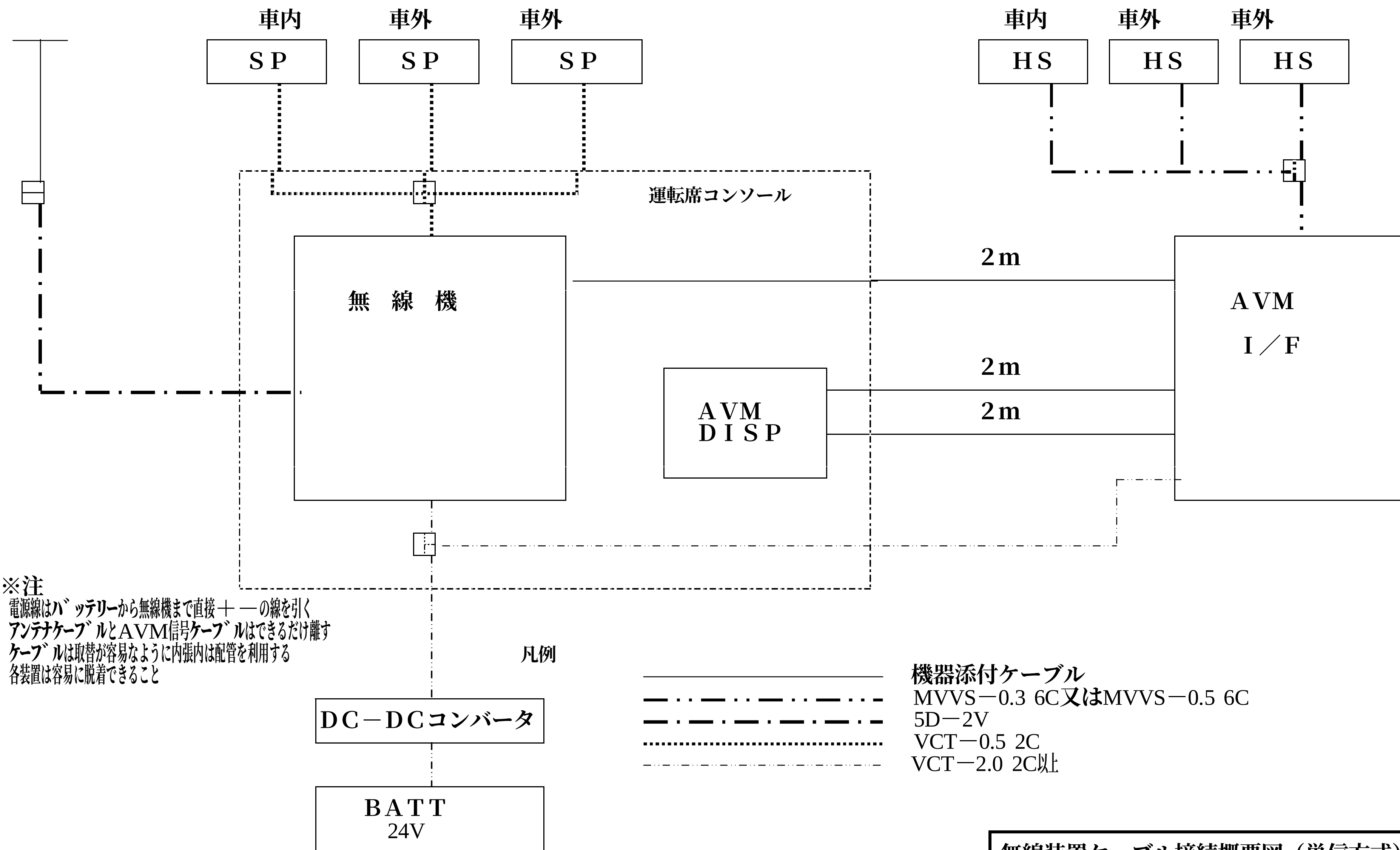
(2)ＡＶＭの試験

項　　目	摘　　要
試験チャンネル	指定チャンネル
ＩＤ確認試験	指定チャンネル
ＡＶＭ信号変調度	指定チャンネル
試験動態　（消防車）	業務、出動、現着、開始、完了、引揚、帰署及び整備の８動態
試験動態　（救急車）	業務、出動、現着、現発、病着、引揚、帰署及び整備の８動態

備考　１.「指定チャンネル」とは、無線機メインチャンネル又はＡＶＭ動作チャンネルをいう。

２．※１は、通話試験により実施するものとし省略も可能。

(別紙３)



無線装置ケーブル接続概要図（単信方式）
アナログ無線装置

平成２３年７月４日

入　札　書（第　回）

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成８年鳥取県西部広域行政管理組合規則第３号）を承知の上、次のとおり入札します。

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

件　　　名	災害対応特殊１５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車の納入
納　入　場　所	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 （米子市両三柳５４５２番地）
入　札　金　額	金　　　　　　　　　　円

注意

①　入札書は封書にし、封筒表面に「入札書」と表示し、件名、住所、商号又は名称を記入すること。

②　入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

③　２回目以降の入札のとき、前回最低金額と同額又は上回った場合は、当該入札については失格とします。

平成２３年７月４日

委　　任　　状

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、次の入札に関する一切の権限を下記の者に委任いたします。

記

1　件　　名　　災害対応特殊１５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車の納入

2　入 札 日　　平成２３年７月４日

3　受 任 者　　住　所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

受任者使用印鑑

平成　　年　　月　　日

辞　　退　　届

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受任者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の入札物件について、第　　回目の入札を辞退します。

記

1　件　　名　　災害対応特殊１５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車の納入

2　入 札 日　　平成２３年７月４日

3　辞退理由

平成　　年　　月　　日

入札物品確認書

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　　所

提出者　商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1　件　　　名　　災害対応特殊１５m級屈折はしご付消防ポンプ自動車の納入

2　入　札　日　　平成２３年７月４日

3　入札物品

※　該当する項目の□をチェックしてください。

□ 仕様書に定めるもので入札に参加
□ 仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加（組合の認定が必要） （品質等については、別添資料又は持参品のとおり）

（仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等）

認定結果は、平成23年6月22日正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、平成23年6月23日正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。